

**「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ**

令和2年12月1日付国税庁告示第20号により、下表の「指定地域」の方につきましては、申告・納付等の延長の期日が令和3年2月1日に定められたことに伴い、延長後の振替納税については、次のとおりとなります。

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町

**1 令和2年分申告所得税及び復興特別所得税**

災害等による期限の延長により、予定納税額の納期限がその年の12月31日よりも後になったため、所得税法第104条第2項及び第107条第2項の規定により、予定納税額はないものとなるので、納付いただく必要はありません。

このため、予定納税第1期及び予定納税第2期分の振替納税は行いません。

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（延長後）
予定納税第1期	令和2年7月31日(金)	振替納税は行いません
予定納税第2期	令和2年11月30日(月)	振替納税は行いません

※ 確定申告分の納期限は令和3年3月15日(月)、振替納付日は令和3年4月19日(月)です。

**2 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）**

災害等による期限の延長により、納期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までに到来するものの納期限は令和3年2月1日(月)、振替納付日は令和3年2月25日(木)となります。

なお、確定申告分の納期限は令和3年3月31日(水)、振替納付日は令和3年4月23日(金)です。

(1) 中間申告が年1回必要な方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
中間1回目	令和3年2月1日(月)	令和3年2月25日(木)

(2) 中間申告が年3回必要な方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
中間2回目	令和3年2月1日(月)	令和3年2月25日(木)
中間3回目		

(3) 中間申告が年11回必要な方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
中間5回目	令和3年2月1日(月)	令和3年2月25日(木)
中間6回目		
中間7回目		
中間8回目		
中間9回目		
中間10回目		
中間11回目		

※ 中間11回目分については、期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

(4) 課税期間の特例（3月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和2年4月1日から令和2年6月30日	令和3年2月1日(月)	令和3年2月25日(木)
令和2年7月1日から令和2年9月30日		

(5) 課税期間の特例（1月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和2年5月1日から令和2年5月31日	令和3年2月1日(月)	令和3年2月25日(木)
令和2年6月1日から令和2年6月30日		
令和2年7月1日から令和2年7月31日		
令和2年8月1日から令和2年8月31日		
令和2年9月1日から令和2年9月30日		
令和2年10月1日から令和2年10月31日		
令和2年11月1日から令和2年11月30日		

※ 令和2年11月1日から令和2年11月30日分については、期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。